# 速報:都市計画基礎調査についての都道府県へのアンケート調査(2013年8月実施)

A Quick Report: Questionnaire about City Planning Basic Survey to Prefectures in August, 2013

阪田 知彦\*・寺木 彰浩\*\* Tomohiko SAKATA\*・Akihiro TERAKI\*\*

The new survey manual for city planning basic survey was released in June, 2013. This paper is a quick report based on the questionnaire to all prefectures about the situation of city planning basic survey, and the impression of the new survey manual by the officer of city planning basic survey in prefecture, etc. This questionnaire was carried out in August, 2013. The replies were obtained from all prefectures.

Keywords:City Planning Basic Survey, Survey Manual, Prefecture, Questionnaire都市計画基礎調査,実施要領,都道府県,アンケート調査

# 1. はじめに

都市計画に関する基礎調査(以下,基礎調査)は、都道府県が おおむね 5 年を目処に国土交通省令で定められた項目について 詳細を定め、必要に応じて市町村等の協力を得ながら実施するも のである(都市計画法第6条). 実務的には、国が示した都市計 画基礎調査実施要領(以下,実施要領)を参考に行われることが 多い. 歴史的には1933 (昭和8) 年に定められたものが最初とさ れ、1987 (昭和 62) 年に建設省都市計画課長名で発出された実 施要領1 (以下, 62 年要領) が長らく実務に供されてきた(1). そ の間、都市計画を巡る様々な法改正や、人口減少等の社会経済状 況の変化, GIS (地理情報システム) の普及や地理空間情報活用 推進基本法の施行等があり、こうした状況に対応した要領の必要 性が指摘されてきた. 2013 (平成25) 年6月28日に新しい都市 計画基礎調査実施要領が国土交通省都市局長名で各都道府県宛 に通知された(以下、新要領)2. 新要領は、調査項目の精査だ けでなく、特にGISへの対応等に配慮し、その具体的なデータ化 方法, 表示例, 分析方法例等も示されるようになった.

こうした背景・動向を踏まえれば、新要領による基礎調査の実務への対応状況や影響等の把握は、重要な視点であると思われる. 基礎調査に関する既往研究としては、真鍋・寺木(1999)3、独立行政法人建築研究所(2003)4、阪田・寺木・樋野(2008)5、阪田・寺木(2009)6、寺木・阪田(2009)7等があるが、いずれも調査実施時点から時間的に経過しているため、これらで述べている実務的な対応状況や課題に対してのアップデートが必要である. また、基礎調査に関する既往の論説としては、阪井(2008)8、真鍋(2010)9、真島他(2010)10、鈴木(2011)11)等があるが、これらは、制度論から俯瞰的に基礎調査について論じているものや、地域限定の基礎調査の取り組みに関するもので、いずれも近年の全都道府県の基礎調査の実施状況を踏まえたものではない.

著者らは、こうした状況や問題意識から、新要領が公表された直後のタイミングにおける都道府県での基礎調査の実施状況

や,新要領に対しての都道府県の基礎調査担当者の受け止め方等について,アンケート方式により把握することにした.

本稿は、2章で詳述するアンケート調査の単純集計結果を速報として示したものである。なお本稿は、アンケート調査によって得られた回答を元に、著者らの責任において分析を行ったものである。

#### 2. 方法

今回のアンケート調査は、千葉工業大学寺木研究室が実施主体となり、依頼文、調査用紙(A3 サイズ、中折り、4ページ)を、各都道府県の都市計画担当課の基礎調査担当宛てに、依頼は郵送配布とメール、回収はメール、ファクシミリ、郵送による方法で行った。依頼は再依頼を含めて3回実施した(表1).その結果、全都道府県から回答を得ることができた(回収率100%)。

設問内容(表2)は、まず「問1:貴団体について」として回答者属性を、続いて「問2:回答団体での近年の基礎調査の実施状況について」として、2003(平成15)年度以降の調査実施年次と実施地域、実施項目等、アンケートの基本となる情報について記述式で設問した。次に、「問3:貴団体での都市計画基礎調査の実施方法等について」では、近年の基礎調査の実施方法について選択式で設問した。続いて、「問4:新しい実施要領でについて」では、新要領に対する認識や調査実務への影響、メリットやデメリット等について選択式と記述式で設問した。最後に、「問5:基礎調査全般について」では、基礎調査における工夫や課題、疑問や意見等についての率直なコメント(回答)を得るために記述式で設問した。

今回のアンケートの問1及び問2は、その団体での個別状況に関するフェースシートの性格であるため、本稿の次章以降では問3から問5までの単純集計結果を示す。また、各団体からの回答は、統計的に処理され、団体名やその個別の回答の公表はしないことを前提に実施したので、以降の分析においても団体が特定される恐れのある記述については掲載を差し控えることとした。

<sup>\*</sup> 正会員 独立行政法人建築研究所 (Building Research Institute)

<sup>\*\*</sup>正会員 千葉工業大学,独立行政法人建築研究所(Chiba Institute of Technology, Building Research Institute)

#### 表 1 調査実施方法

±m=14±±∓	2013(平成25)年8月19日(月)
初回依頼	(発送日:16日,メール依頼19日)
初回回答締切	2013(平成25)年9月6日(金)
再依頼	2013(平成25)年9月10日(火)
产权积	(発送日 : 11 日,メール依頼 11 日)
再依頼回答締切	2013(平成25)年9月24日(火)
再々依頼	2013 (平成 25) 年 9 月末頃 (電話・メールで依頼)
最終回答	2013 (平成 25) 年 10 月 8 日

表 2 設問内容

大設問	設問概要	回答 方法
問1: 貴団体について	団体名、部署名、係・役職名、回答者氏名等	記述
問2: 近年の都市計画 基礎調査の実施 状況について	近年(平成 15 年度以降)の調査の調査範囲、調査内容	記述
	①実施方法	選択
問3: 都市計画基礎調 査の実施方法等 について	②実施要領	選択
	③実施における役割分担	選択
	④傘下の市町村との協力関係・役割分担方法	選択
	5費用負担	選択
88 4 .	①新しい実施要領について知っていたか	選択
問4:	②新しい実施要領に基づく調査の実施・予定	選択
おしい天心安積について	新しい実施要領	選択•
12-30-6	③実施要領の改定による影響について	
問5:	①普段の調査実務において工夫されている点	記述
基礎調査全般に	②普段の調査実務において課題となっている点	記述
ついて	③疑問に思っている点や基礎調査に対する考え	記述

# 3. 問3: 都市計画基礎調査の実施方法等について

新要領の改定に関する設問の前に、ここでは各団体の基礎調査の実施方法等について、①実施方法(3-1.)、②実施要領(3-2.)、③実施における役割分担(3-3.)、④傘下の市町村との協力関係・役割分担方法(3-4.)、⑤費用負担方法(3-5.)について、選択式(一部記述式)で回答を求めた。

## 3-1. 実施方法

都市計画法第6条1項では、『おおむね5年ごとに〈中略〉調査を行うものとする』とされている。実務的には、調査項目や調査の実施地域を複数年度に分けて調査作業量や調査にかかる費用等を平準化することが知られている。ここでは、調査の平準化の方法について設問した。選択肢としては、「全域・全調査項目一斉」・「全調査項目を地域ごとに実施」・「調査項目も地域も分けて実施」「その他」の4つを設問した。「調査項目を分けて全域で実施」の選択肢が抜けていたため、「その他」にこの記載がされていたものは、この選択肢として見なして集計した(この処理により、「その他」の回答は0件となった)。

結果(図1)、「全調査項目を地域ごとに実施」が20団体(42%)、「調査項目も地域も分けて実施」が13団体(28%)、「全域・全調査一斉」が9団体(19%)、「調査項目を分けて全域で実施」が5団体(11%)であった。これより、「実施地域」と「項目」はいずれも平準化の方法としては有効であるが、この2つの区分で見てみると、実務的には、実施地域を分けて実施する場合が、項目を分けて実施する場合よりも多いことがわかる。

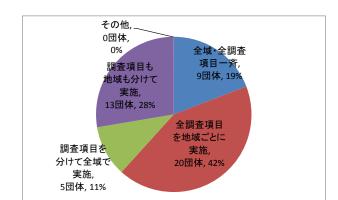


図1 実施方法

# 3-2. 実施要領

前述の通り、調査の実施内容は、都市計画法施行規則第5条で13の項目(都市計画区域内)が示されているが、詳細な調査内容は都道府県が決めることとなっている。調査内容の標準を示す意味で実施要領が国から示されており、近年では62年要領が長らく実務に供されてきた。ここでは、基礎調査の実施における実施要領について、「62年要領等国の要領をそのまま利用」・「62年要領をベースに追加・修正して利用」・「独自に要領を策定」・「その他」の4つを選択肢として設問した。

結果(図 2),「62 年要領をベースに追加・修正して利用」が30 団体(64%)と全団体の約3分の2を占めており、実務的には、参考になる実施要領を各団体の実情に合わせカスタマイズしている場合が多いことがわかる。また、「独自に要領を策定」は8団体(17%)、「62年要領等国の要領をそのまま利用」は6団体(13%)であった。「その他」の回答(3団体)のうち、2団体は記述回答があり、新要領の内容を、要領案の段階で取り込み、実施済みもしくは実施中という回答(各1団体)であった。

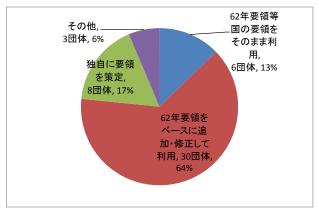


図2 実施要領

# 3-3. 実施における役割分担

都市計画法第6条1項では、基礎調査にかかる事務は都道府県が行うこととされているが、同3項では市町村から必要な協力を得ることができるとされている。ここでは、基礎調査の実施における傘下の市町村との役割分担について、「全部都道府県で実

公益社団法人日本都市計画学会 都市計画報告集 No.12, 2013 年 11 月 Reports of the City Planning Institute of Japan, No.12, November, 2013

施」・「都道府県と市町村と共同で実施」・「全部市町村で実施」・「その他」の4つを選択肢として設問した.

結果(図3)、「都道府県と市町村と共同で実施」が27団体(58%)で全団体の6割近くを占めている。また、「全部都道府県で実施」が10団体(21%)、「全部市町村で実施」が9団体(19%)と、実施主体を都道府県か市町村のどちらかに設定している場合はいずれも2割程度であった。「その他」の記述回答(1団体)は、「県または市で実施」という回答であった。

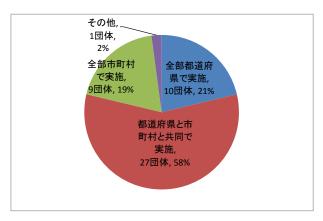


図3 実施における役割分担

#### 3-4. 傘下の市町村との協力関係・役割分担の方法

先の 3-3. とも関連して、ここでは、都道府県と傘下の市町村 との協力関係・役割分担の具体的な方法について、「都道府県と 市町村間の委託契約」・「協定書・協議会等による共同実施」・「事 務連絡等の通知のみ」・「その他」の4つを選択肢として設問した。 また、「その他」の記述回答に記載されていた「市町村から資料 提供のみ」という回答を選択肢として見なして集計した。

結果(図4)、「都道府県と市町村間の委託契約」が21団体(45%)、「事務連絡等の通知のみ」が14団体(30%)、「協定書・協議会等による共同実施」が7団体(15%)、「市町村から資料提供のみ」が2団体(4%)という回答であった。

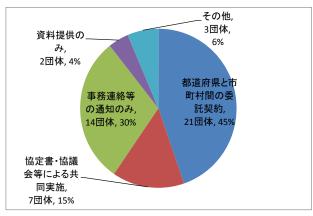


図4 傘下の市町村との協力関係・役割分担の方法

#### 3-5. 費用負担

これまでも基礎調査にかかる予算面の問題は様々指摘されて

いる <sup>(卵ンはまが)</sup>. 特に市町村との関係において, 調査費用をどのように負担しているのかは, 都道府県・市町村ともに大きな課題であると言えよう. ここでは, 調査にかかる費用について, 「全額都道府県で負担」・「都道府県と市町村とで負担」・「全額市町村で負担」・「その他」の4つを選択肢として設問した.

結果(図5),「都道府県と市町村とで負担」が34団体(73%)と全団体の7割以上を占め、「全額都道府県で負担」が9団体(19%)と約2割を占めることがわかる。「その他」の記述回答(2団体)は、「市町に作業依頼する作業についてのみ市町へ委託」、「実施団体で負担」(各1団体)という記載であった。

また,「都道府県と市町村とで負担」と回答した団体(34 団体)には,その負担割合を記述式で設問した. 結果(図 6), 都道府県:市町村で「50%:50%」が21 団体(62%),「30%:70%」が1 団体(3%)という結果であった.

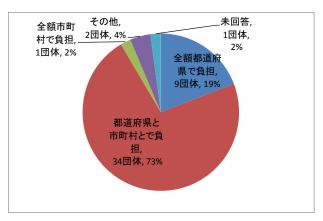


図5 費用負担

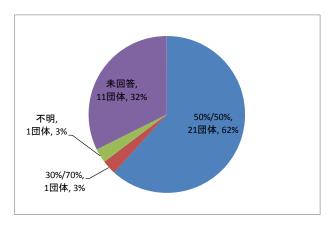


図6 費用負担割合(都道府県/市町村) (n=34:「都道府県と市町村で負担」と回答した団体)

#### 3-6. 小括

本章では、各団体の基礎調査の実施方法等の把握を目的として、 実施方法、実施要領、実施における役割分担、傘下の市町村との協力関係・役割分担、費用負担について、個々の単純集計結果を見てきた、実際には、これらがどう組み合わされて実施されているのかといった観点からのより詳細な分析が可能である。こうした分析は機会を改めたい、

#### 4. 問4: 新しい実施要領について

ここでは、新要領に対する、認識の有無(4-1.)、新要領に基づく調査実施状況(4-2.)、調査への影響(4-3.)、新要領についての調査実施上のメリットとデメリット(4-4.)等について設問した。

#### 4-1. 新要領についての認識

新要領についての認識の有無(知っていたかどうか)を設問した. 結果(図7),全ての団体が新要領を知っていたと回答している.

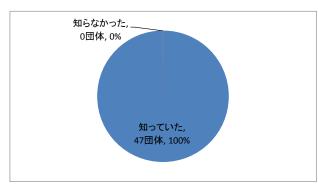


図7 新要領についての認識

#### 4-2. 新要領での調査実施状況

ここでは、新要領に基づく調査の実施状況として、「実施中(開始年月と終了予定年月)」・「実施予定(開始予定年月と終了予定年月)」・「実施予定はない」・「これまでの実施要領(独自に策定を含む)による調査を継続」・「未定」・「その他」の7つの選択肢を設問した。また、上記の選択肢の他に、「その他」の記述回答をから、「実施済」、「実施要領の見直し中、実施時期未定」の記載を選択肢として見なして集計した(結果、「その他」の回答は0団体となった)。

結果 (図 8),「実施中」が 7 団体 (15%),「実施予定」が 12 団体 (26%),「実施要領の見直し中,実施時期未定」が 2 団体 (4%) となっており,新要領による調査への移行を決めている団体が 4 割以上となっている. 一方,「未定」が 18 団体 (38%) となっている.

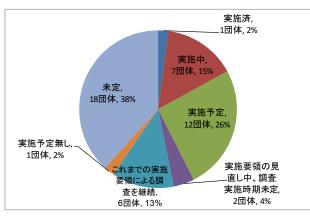


図8 新要領での調査実施状況

また、「実施予定」と回答した団体の調査開始年度は、表3となっている。

表3 実施予定(12団体)の回答における 実施時期(開始年次)の内訳

開始年度	団体数
平成 25	1 (8.3%)
平成 26	2 (16.7%)
平成 27	4 (33.3%)
平成 28	4 (33.3%)
平成 29	1 (8.3%)

#### 4-3. 実施要領の改定による影響の有無について

ここでは、新要領に基づく調査を行った場合の実務への影響等を把握する目的で、既往研究 5 6 7 や論説 10 等を参考に 13 の観点を設定し、それぞれに「~~が容易になる (もしくは、しやすくなる)」という質問に対し、「そう思う」・「ややそう思う」・「ややとかない」・「思わない」の 4 段階で判定する方法で設問した.

# (1) 13の観点ごとの結果(図9)(3)

#### a. 都市計画の現況の把握が容易になる.

新要領には、都市計画区域内の現況についての調査方法が 37 項目示されている。そこで、現況の把握が容易になるかどうかについて設問した。結果は、「そう思う」が8団体 (17.0%)、「ややそう思う」が27団体(57.4%)、「やや思わない」が3団体(6.4%)、「思わない」が3団体(6.4%) であった。

### b. 都市計画の将来の見通しの検討が容易になる.

都市計画法第6条では、『国土交通省令に定めるところによりく中略〉現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする』と定められているが、阪田・寺木・樋野(2008)<sup>5</sup>等でも指摘されているように、実務的には基礎調査において将来の見通しを行うのは困難だと考えている傾向が見られた。そこで、新要領により将来の見通しの作業が容易になるかについて設問した。結果は、「そう思う」が0団体(0.0%)、「ややそう思う」が33団体(70.2%)、「やや思わない」が5団体(10.6%)、「思わない」が3団体(6.4%)であった。

# c. 都市計画の変更が必要であるかの判断に必要な情報が得やす くなる.

都市計画法第 21 条では、都市計画の変更のトリガーの1 つとして基礎調査の結果をあげている (4). そこで、新要領により都市計画の変更に必要な情報が得やすくなるかについて設問した. 結果は、「そう思う」が 3 団体 (6.4%)、「ややそう思う」が 3 団体 (70.2%)、「やや思わない」が 3 団体 (6.4%)、「思わない」が 2 団体 (4.3%) であった.

# d. 都市計画マスタープランの作成に必要な情報が得やすくなる.

都市計画マスタープランの作成において、基礎調査は重要な役割を果たしてきた (%には10)等. そこで、今回の新要領により、都市計画マスタープランの作成において、必要な情報が得やすくなるかについて設問した. 結果は、「そう思う」が3団体 (6.4%)、「ややそう思う」が33団体 (70.2%)、「やや思わない」が4団体 (8.5%)、「思わない」が1団体 (2.1%) であった.

# e. 調査実施に必要な予算確保 (財務当局への説明等) がしやすくなる.

近年の自治体の財政難の動向は、基礎調査も例外ではなく、都道府県等での実務的課題として、基礎調査にかかる予算の確保が年々困難になってきているという意見がある。ただし、財政当局を含め基礎調査が法律に基づく調査であるということに対しては一定の理解を示している団体もあり、そのための根拠資料としての実施要領は重視されている傾向にある。そこで、新要領により、予算確保が容易になるかについて設問した。結果は、「そう思う」が4団体(8.5%)、「ややそう思う」が9団体(19.1%)、「やや思わない」が10団体(21.3%)、「思わない」が18団体(38.3%)であった。

# f. 調査実施に際しての市町村の協力等が得やすくなる.

都市計画法第6条3項では、傘下の市町村への協力について明記されており、前出の3章での結果からも、市町村と連携し基礎調査を実施している団体が多い、また、新要領の冒頭でも、各調査項目の解説において「市町村の協力を得ることが効率的な可能性のある項目について整理した」と明記されている。そこで、新要領により、調査実施に際しての市町村の協力等が得やすくなるかについて設問した。結果は、「そう思う」が7団体(14.9%)、

「ややそう思う」が17団体(36.2%),「やや思わない」が7団体(14.9%),「思わない」が11団体(23.4%)であった.

#### g. 調査の実作業を外部委託しやすくなる.

前述の通り、基礎調査は調査項目も多く、GIS 利用が伴う作業もあること等により、一部は外部委託される場合が多い、そこで、新要領により、調査の実作業を外部委託しやすくなるかについて設問した。 結果は、「そう思う」が6団体(12.8%)、「ややそう思う」が14団体(29.8%)、「やや思わない」が6団体(12.8%)、「思わない」が15団体(31.9%)であった。

# h. 調査結果を GIS (地理情報システム) 等で扱いやすくなる.

実施要領の改定の主目的は、GIS 対応といっても過言ではないだろう。そこで、新要領により、調査結果をGIS 等で扱いやすくなるかについて設問した。結果、「そう思う」が19団体(40.4%)、「ややそう思う」が16団体(34.0%)、「やや思わない」が4団体(8.5%)、「思わない」が3団体(6.4%)であった。

#### i. 調査結果の保管や管理が楽になる.

一般に、GISの利活用のメリットの1つとして、様々な情報をデータで管理することにより、それまでの都市計画図書(図面)の保管や管理が効率化できることがあげられる。そこで、新要領により、調査結果の保管や管理が楽になるかについて設問した。

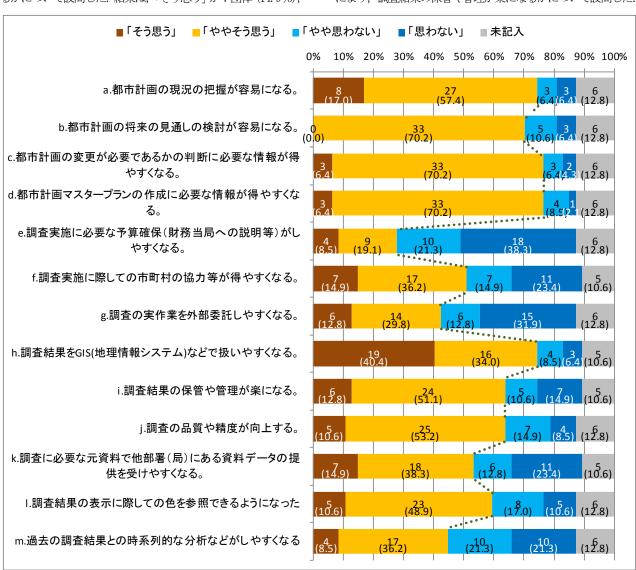


図9 実施要領の改定による影響について③

公益社団法人日本都市計画学会 都市計画報告集 No.12, 2013 年 11 月 Reports of the City Planning Institute of Japan, No.12, November, 2013

結果,「そう思う」が 6 団体 (12.8%),「ややそう思う」が 24 団体 (51.1%),「やや思わない」が 5 団体 (10.6%),「思わない」が 7 団体 (14.9%) であった.

# j. 調査の品質や精度が向上する.

これも GIS を活用した調査のメリットの1つであるといわれている. そこで,新要領により,調査の品質や精度が向上するかについて設問した. 結果,「そう思う」が5団体(10.6%),「ややそう思う」が25団体(53.2%),「やや思わない」が7団体(14.9%),「思わない」が4団体(8.5%)であった.

# k. 調査に必要な元資料で他部署(局)にある資料データの提供を 受けやすくなる.

基礎調査の項目には、他部署(局)にある資料やデータを元にするものがある。そこで、新要領により、調査に必要な元資料のうち、他部署(局)にある資料やデータの提供を受けやすくなるかどうかについて設問した。結果、「そう思う」が7団体(14.9%)、「ややそう思う」が18団体(38.3%)、「やや思わない」が6団体(12.8%)、「思わない」が11団体(23.4%)であった。

# 1. 調査結果の表示に際しての色を参照できるようになった

62 年要領までは、調査結果を図面で表現する時の塗り分ける 色の定義は色鉛筆の色名称で記載されていたが、新要領では、各 調査項目の表示例として色分けした主題図が掲載されている。実 務的には、GIS上で塗り分けの色を指定していく場面が多くなっ てきた中、色鉛筆の色名称とGIS上の色設定を対照づけるのは煩 雑になってきている。そこで、新要領により、調査結果の表示に 際しての色を参照できるようになったと考えているかどうかに ついて設問した。結果、「そう思う」が5団体(10.6%)、「やや そう思う」が23団体(48.9%)、「やや思わない」が8団体(17.0%)、 「思わない」が5団体(10.6%) であった。

## m. 過去の調査結果との時系列的な分析などがしやすくなる

前回調査や複数時点間の比較等の時系列的な分析は、都市計画を考える上で基本となる分析の1つである。そのためにはある程度同じ基準で取得されたデータが必要である。そこで、新要領により、過去の調査結果との時系列的な分析等がしやすくなったかどうかについて設問した。結果、「そう思う」が4団体(8.5%)、「ややそう思う」が17団体(36.2%)、「やや思わない」が10団体(21.3%)であった。

#### (2) 13の観点の俯瞰的傾向

以上の(1)での個々の傾向を俯瞰的に見てみると,最も特徴的なのは、「h.調査結果を GIS(地理情報システム)などで扱いやすくなる」の「そう思う」が40%を超えているという点である. これは新要領の冒頭に GIS への対応を強化したことが明記されており、それが反映された傾向であると言えよう.

以降では「ややそう思う」まで(図9中点線で区分)を含めて 見ることにしよう。上記の「h. 調査結果を GIS(地理情報システム)などで扱いやすくなる」に加えて、「a. 都市計画の現况の把握が容易になる」や、「b. 都市計画の将来の見通しの検討が容易になる」、「c. 都市計画の変更が必要であるかの判断に必要な情報が 得やすくなる」、「d. 都市計画マスタープランの作成に必要な情報 が得やすくなる」の割合は70%を超えている.

一方で、「e. 調査実施に必要な予算確保 (財務当局への説明等) がしやすくなる」や、「f. 調査実施に際しての市町村の協力等が得やすくなる」、「g. 調査の実作業を外部委託しやすくなる」、「m. 過去の調査結果との時系列的な分析等がしやすくなる」は、おおむね50%以下にとどまっていることがわかる.

#### 4-4. 調査実施上のメリットとデメリット

ここでは、新要領についての調査実施上のメリットとデメリットを記述式で設問した. ここではその回答の傾向を得るために、それぞれのコメントを要約分類し、その件数の多いコメントを中心に述べることにする.

メリットには、30団体で36のコメント (特に無し等を除く)の記載があった。その内訳は、「GIS 利用を明記」に類する記載のある団体が9団体、「調査実施の効率化」に類する記載のある団体が9団体、「他分野との連携」が8団体であった。

一方、デメリットには、27団体で32のコメントの記載があった。その内訳は、「傘下の市町村でのGISの導入が前提となっており、実施上の課題が増えた」(11団体)、「従前調査との整合・継続性をとるのが困難」(8団体)、「必要となる予算が増大、その確保が困難」(7団体)、「詳細なデータ取得が困難な場合がある」(5団体)等が多かった。他に、「要領に書かれていない部分での市町村の協力を得ることが困難」、「調査項目と都市計画決定との関係が明確でない」、「地元のコンサルタント等が対応しきれるか」(各1団体)といったコメントがあった。

表4 実施要領の改定によるメリット 5

- / > 1 \*b 26

回答団体数 30 コメント数 36		
コメント(要約)	団体数	割合
GIS利用を明記	9	25%
調査に伴う作業の効率化	9	25%
調査結果の活用	8	22%
結果の多分野連携	8	22%
結果に基づく比較・時系列分析等	4	11%
メリット無し	3	8%

表 5 実施要領の改定によるデメリット (5)

コケル数

17 J J J J J J J J J J J J J J J J J J J		
コメント(要約)	団体数	割合
市町村での GIS の導入による負担増	11	34%
必要となる予算が増大、その確保が困難	7	22%
従前調査都の整合・継続性をとるのが困難	8	25%
詳細なデータ取得が困難な場合がある	5	16%
要領に書かれていない部分での市町村の協力を得ることが 困難	1	3%
調査項目と都市計画決定との関係が明確でない	1	3%
コンサルタント等が対応しきれるか	1	3%
まだわからない	1	3%

# 4-5. 小括

回答団体数 27

本章では、新要領についての影響やメリット・デメリットについての集計結果の概要を見てきた。個々の回答を単純集計のレベルで掲載しているので、回答バイアスの吟味等を行っていく必要

があるが、この結果からだけでも新要領に対する都道府県の認識 や感触等の興味深い傾向が読み取れる.

#### 5. 問5:基礎調査全般について

ここでは、選択肢形式による設問では得にくい調査実務における工夫、課題、その他調査実務における疑問や実務的観点からの考え(意見)疑問等について記述式での回答を求めた。詳細な分析は今後の課題となるが、ここではその回答の傾向を得るために、それぞれのコメントを要約分類し、その件数の多いコメントを中心に述べることにする<sup>(6)</sup>.

# 5-1. 普段の調査実務において工夫されている点

普段の調査の実務において工夫している点について、記述式で 設問した. 27 団体から34 件のコメントがあった. その概要をま とめたのが、表6である.これより、『基礎調査資料の収集を市 町村にお願いし、県は基礎資料の集約、広域的な観点で実施して いる』や『調査項目を県担当と市町村担当に分けて実施』といっ た「役割分担の工夫」と、『一括発注による調査費の縮減』や『公 表されているデータや既存データで利用できるものについては、 積極的に利用し、調査期間の短縮及びコストの削減に努めてい る』といった「コスト縮減」については6件ずつであった. 次い で、『要領による調査項目は調査対象地域(線引き/非線引)に 応じて組替えて実施』や『国の要領を参考に実施に必要な要綱を 作成して実施』といった「調査項目の精査」と、『区域を2工区 に分けて分割発注を行っているが、工区ごとの齟齬が発生しない ように、疑問点や調整項目がある際、必ず全工区の担当者を呼ん で調整をしている』や『国勢調査など大規模な統計調査の結果公 表時期と整合を図りながら調査を実施』といった「成果の整合性 の確保」、『国の統計局のデータを可能なかぎり活用』や『前回調 査時のデータから変更した箇所を抽出して更新することや,他の 行政機関などが統計的に集計,保有しているデータをできる限り 利用し、作業負担の軽減を図っている』といった「既存資料・統 計の活用」は4件ずつであった.

表 6 調査実務において工夫されている点(記述式回答まとめ) 5

□**炒□/+\***₩ 07

コノン 上粉 24

回合団体数 21 コメント数 34		
コメント(要約)	団体数	割合
役割分担の工夫	6	19%
コスト縮減	6	19%
調査項目の精査	4	13%
成果の整合性の確保	4	13%
既存資料・統計の活用	4	13%
協議会等連携体制の充実	3	9%
市町村向け実施要領の作成	3	9%
他部局への調査結果の提供	2	6%
調査の平準化	1	3%
フリーGIS の活用	1	3%

#### 5-2. 普段の調査実務において課題となっている点

普段の調査の実務において課題になっている点について、記述 式で設問した。35 団体から43 件のコメントがあった。その概要 をまとめたのが、表7である。他の設問よりも概要の要素数が多

く、『一つの調査区域を複数年度にわたって調査すると、データ の整合性がとれず有効なデータとならない場合がある』や『使用 する原典資料の内容が統一されていないため同一調査項目成果 でも各市町村で差が出てしまう』といった「品質の確保、データ の整合性」に関するコメントは8件、『予算の確保が困難』や『調 査項目が多岐にわたり、調査にかかる時間と費用負担が大きい』 といった「予算確保等の財政的課題」に関するコメントは7件, 『(H25.7 月に基礎調査分析例が示されたところであるが) 今ま での調査においては多額の費用・労力をかけ調査しているにもか かわらず、その調査結果が十分に活用できていない状況にある』 や『調査結果のさらなる有効活用手法や公開』といった「活用方 針や方法」に関するコメントは6件あった。また、『GIS 未導入 の市町村が存在し、全県的な統一が図れていない』や『市町村の 作成する図面に関するマニュアルを GIS に対応させること』等の 「GIS を導入していない市町村があることによる傘下の調査結 果の統一化の困難さ」というコメントが4件あった.

表 7 調査実務における課題(記述式回答まとめ) ⑤

回答団体数35コメント数43		
コメント(要約)	団体数	割合
品質の確保、データの整合性	8	19%
予算確保等の財政的課題	7	16%
活用方針や方法	6	14%
市町村の理解を得るのが困難	5	12%
GIS を導入していない傘下の市町村があることによる調査	4	9%
結果の統一化の困難さ	4	970
個人情報保護の関係による必要な資料入手の困難さ	3	7%
調査項目の限定が不可避	3	7%
調査サイクルの確保が困難	2	5%
積算基準が無いこと	2	5%
都市計画権限と調査主体との関係の不一致	1	2%
膨大な作業量	1	2%
(調査が長期間行われないことによる)担当職員の経験の継	1	2%
承が困難	'	∠70

# 5-3. 疑問に思っている点や基礎調査に対する考え

上記の調査上の工夫や課題のほかに、調査実務における疑問や 実務的観点からの考え(意見)について、記述式で設問した. 要 約したのが表 8 である. 回答の記入があったのは、18 団体、18 コメントであった. なお、本アンケート調査についての質問に類 するものは「質問」として要約分類した.

「質問」以外の回答について見ていくと、『最も地域に近い市町村が地域のまちづくりを主体的に進めていくため、都市計画決定権限が市町村に移譲されている中、基礎調査においても都道府県と市町村の役割分担について再検討していく必要がある』や『調査結果を使用する頻度としては市町村の割合が多く、調査の実施主体を市町村に改正した方が効率的と思われる』等の「都市計画決定権限の市町村に移ったことにより基礎調査も市町村の事務として位置づける」や、『データ収集だけでなく、収集したデータの活用方法などについても示されれば、調査結果の有効活用に繋がる』や『規模の小さな自治体でも基礎調査内容を適切に分析し、自らのまちづくりに情報を活用していけるような取り組みが必要』等の「利活用方法の検討」、『人口規模・土地利用・都

公益社団法人日本都市計画学会 都市計画報告集 No.12, 2013 年 11 月 Reports of the City Planning Institute of Japan, No.12, November, 2013

市施設等の規模が違いますが、調査項目は一律であるのが現状です。規模に応じた調査方法も検討課題である』や『基礎調査の実施要領が改定されたが、実際調査したデータの活用機会が無い場合があると思うので、必要な項目に絞って調査を行う必要があると思う』等の「調査実施項目の精査」といった回答が4件ずつあった。

表 8 調査実務における疑問や意見等(記述式回答まとめ) ⑤

コメント数 18

コメント(要約)	団体数	割合
都市計画決定権限の市町村に移ったことにより、基礎調査も 市町村の事務として位置づける	4	22%
利活用方法の検討	4	22%
調査実施項目の精査	4	22%
他部局の調査や情報基盤との連携による効率化	2	11%
実施要領の法的根拠の強化	1	6%
国の補助制度	1	6%
質問	2	11%

#### 5-4. 小括

本章では、調査実務における工夫、課題、その他の調査実務に おける疑問や実務的観点からの考え(意見)等についての記述式 での回答を要約分類した概要を見てきた.

それぞれの要約分類した内容の因果関係は複雑であるため、相 互の要素間の関係を考慮した分析や、3章・4章までの選択肢式 の結果との関係を考慮した分析等を今後行う予定である.

# 6. まとめ

以上,新要領が通知された直後の都道府県での基礎調査の実務における状況把握を目的としたアンケート調査の単純集計結果を見てきた。約4半世紀ぶりに改定された実施要領に対して,都道府県の基礎調査の実務においては,様々な工夫や課題があることが,この単純集計結果からもわかる。今後はこのアンケート結果から,より詳しい分析を通じて,さらに実効性のある調査実施に向け必要となる技術的な課題の抽出等を行っていきたいと考えている。また,市町村やコンサルタントでの新要領の受け止め方や調査実務における課題の把握等も行う必要がある。こうした課題については、機会を改めたい。

## 謝辞

本アンケート調査にご協力いただきました各都道府県の基礎 調査担当の皆様に厚く御礼申し上げます.

# 補注

- (1) 真鍋(2010)10等に実施要領の歴史についての整理がある.
- (2) アンケート票や依頼文では、新要領のことを「新しい実施 要領」と記載したので、本稿内でのアンケートの設問内容 の記述は「新しい実施要領」としている.
- (3) ここでは「実施要領が示されてからまだ具体的な検討をしていないため」等の理由により全ての質問を未記入とした 団体も集計に含んでいる.

(4) 都市計画法 21 条では、都市計画の変更について 5 つの状況 (トリガー)を示している。

<u>都道府県又は市町村は</u>都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第6条第1項若しくは第2項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第13条第1項第19号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなったとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。(下線著者)

- (5) 表 4 から表 8 までの表中の「割合」とは、コメント数の合計に対する各コメントの数の割合を示している.
- (6) 『』は回答されたコメントの転記(紙幅の関係で一部省略等をしている)を、「」は著者らが決めた要約分類の区分を示している.

# 参考文献

- 1)建設省都市局(1987)都市計画基礎調査実施要領
- 2) 国土交通省都市局(2013)都市計画基礎調査実施要領, https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/kisotyousa001.h tml, 2013年11月20日確認.
- 3) 真鍋陸太郎・寺木彰浩 (1999) 『都市計画基礎調査を GIS に整備する際の現段階での課題と提言』 GIS 学会講演論文集, Vol. 8, pp. 243-248.
- 4)独立行政法人建築研究所 (2003) 市町村で利用する都市の情報 とその利用状況に関するアンケート調査集計結果概要, http://www.kenken.go.jp/japanese/research/hou/topic s/upq/a-2.html, 2013年11月15日確認
- 5) 阪田知彦・寺木彰浩・樋野公宏 (2008) 都市計画基礎調査に関する都道府県ヒアリング調査報告,都市計画報告集, No. 6-4, pp173-176.
- 6) 阪田知彦・寺木彰浩 (2009) 基礎自治体での都市計画基礎調査 の実施状況と課題-「市町村で利用する都市の情報とその 利用状況に関する調査 (2008 年 10 月実施)」より-、都市 計画報告集、No. 8-1、pp31-37.
- 7) 寺木彰浩・阪田知彦 (2009) 都市計画基礎調査に対する課題と 対応策の提案-都道府県に対するヒアリング調査と基礎自 治体に対するアンケート調査の結果より-, 日本建築学会 大会学術講演梗概集, F-1 分冊, pp603-604.
- 8) 阪井清志 (2008) 「交通計画や都市計画と地理空間情報」, http://i. csis. u-tokyo. ac. jp/event/20081014/ind ex. files/03\_01\_KokaiDoc. pdf, 2013年11月20日確認.
- 9) 眞島俊光・埒正浩・岸井隆幸・大沢昌玄・竹村裕樹 (2010)「都市計画基礎調査の活用に関する調査研究-石川県を事例として一」、土木学会土木計画学研究・講演集、Vol. 42 (CD-ROM 所収).
- 10) 真鍋陸太郎 (2010) 都市計画基礎調査はどう生まれ変わるか (特集 地域づくりの視点から都市計画制度に提案する), 季刊まちづくり, 学芸出版社, 26号, pp 100-103.
- 11) 鈴木通仁 (2011) 都市計画運用指針の改正と都市計画基礎調査について (特集 都市計画のマネジメント), 新都市, 65(11), pp18-22.